

## 木質文化財研究会

代表幹事 藤井義久 (京都大学大学院農学研究科・教授)

設立4年目を迎えた今年度は、既に3回の講演・見学会(国立民族学博物館、福井県立恐竜博物館、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館)を開催し、また、フランス・モンペリエで開催された国際シンポジウム wood science and craft への協賛を行いました。

今後2回の講演・見学会を予定しており、今年12月は、“漆の工藝と科学”をテーマに(京都市産業技術研究所)、来年3月は、IAWPS2015の開催に合わせ、関東地区にて歴史の木造建築の解体修理工事現場の見学を予定しています。(詳細は当研究会ホームページ <http://www.jwrs.org/kenkyu/wcp/index.html> を参照下さい)

.....

“木質文化財”という言葉は、目新しいものではありませんが、広義にも狭義にも、学術的に明確な定義を付与することは簡単ではなく、また、国内外の文化財行政においても具体的には定義されていません。“木質文化財”が対象とするものは、建造物・美術工芸・漆工・書籍文書・絵画・・・と多岐にわたり、その材料も、木材、紙、漆、膠、靱皮繊維・・・と幅広いものです。その中で、“木質文化財”を新たなキーワードとして掲げ、木質科学を、“木質文化財”の調査研究や修復を牽引する一つの柱とするべく、種々の研究会活動を行っています。

日本の文化財保護法(1950年)では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義・分類し、そのほか、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象としています。一方で、UNESCOでは、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(1972年)や「無形文化遺産保護条約」(2003年)が総会採択されています。これらの法律や条約も、文化遺産の概念の変遷を反映し、制定後、幾度かの改正を経ています。すなわち、文化財の定義そのものも、人によってあるいは時代によって異なりうるものであり、保存修復や継承の在り方も、その課題も変化しうるものと言えます。そして、直面するこれらの課題に対し、木質科学の研究面から解決する道筋を探ることが、研究会の目的であり責務であると考えています。

過去3年間で、当研究会では、計12回の見学・講演会を行いました。国立文化財研究所(奈良、東京)、国立博物館(東京、奈良)、県立博物館(岩手、福井)、埋蔵文化財センター(北海道)、文化財保護課(奈良)など文化財関係の諸機関に協力いただき、当地で研究会を開催し、保存科学をはじめとする異分野研究者、現場最前線の修理技術者から、伝統から最先端までのホットなトピックをご提供いただきました。時事問題である被災文化財のレスキュー活動についてもその一つです。そして、見学・講演会での様々な分野の専門家の方々との対話を通じ、既存の文化財分類の枠組みを超え、多種多様な“木質文化財”についての理解を深めてきました。

現在、当研究会では、これらの学術交流ネットワークを元に、関連する国際シンポジウムへの協力を行うほか、“木質文化財”の学術調査・保存修理に関する各種問い合わせの対応なども行っております。

今後、それぞれの木質科学研究者が各々の学術的専門性をますます高め、貴重な“木質文化財”の調査、保存・修復・継承に寄与する研究活動において十分に発揮できるよう、新たな機会創出にも努めたいと考えております。研究会ホームページも充実させてまいります。博物館のバックヤードなど非公開情報も多くあります。是非一度、実際に講演・見学会にご参加いただければ幸いです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。